

一人親方特別加入のご案内

愛知三河SR建設安全協会〔愛知三河SR経営労務センター内〕
 岡崎市柱3丁目1番地8 ハシモトビル2F
 TEL: 0564-54-8540 FAX: 0564-54-8512
 メールアドレス: ai.mikawa-sr@almond.ocn.ne.jp

1 加入できる方

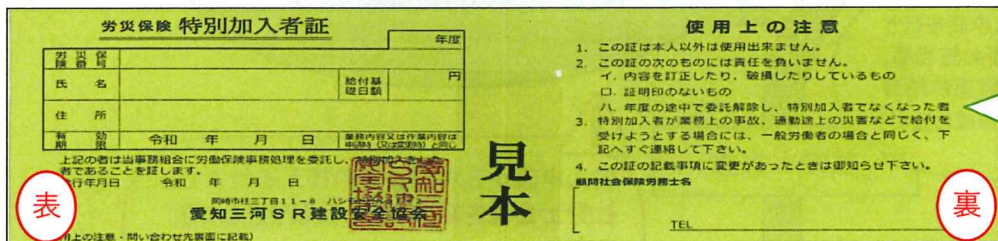
建設の事業〔大工、左官、とび職、屋内外の工事等建設関連の職種全般〕を、労働者を使用しないで行うことを常態とする一人親方とその家族従事者が加入できます。

2 会員のメリット

・労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を目的とする制度ですが、愛知三河SR建設安全協会の会員は、労働者に準ずる者として労災保険への特別加入が認められます。
 なお、特定業務に従事する者は、特定業務の経験年数により加入申請後に健康診断を受ける必要がありますが、健康診断の費用は国が負担します。

健康診断が必要な業種		
特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)	実施する健康診断
粉塵作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具仕様の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

・特別加入に加入している証明として愛知三河SR建設安全協会より『特別加入者証』を送付いたします。



特別加入者証は折り畳んで免許証サイズになったものを送付します

・加入以降の相談や労災事故等の諸手続きは、すべて担当の社会保険労務士会員が行います。

3 加入にかかる費用

令和6年4月1日現在の特別加入の労災保険率は17/1000です。
 ご本人で定められた日額にかかる保険料と入会金10,000円と会費12,000円〔月額1,000円〕が必要です。
 年度途中に加入されたときの会費は、入会した日の属する月から年度末までの月数×1,000円となります。
 諸費用は、入会時及び年度更新時に当該年度分を一括納付していただきます。
 なお、会費につきましては、年度途中で退会されても返還されませんので、ご承知下さい。

労災保険料率17/1000 (令和6年4月1日より)			
給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
3,500	21,717	12,000	74,460
4,000	24,820	14,000	86,870
5,000	31,025	16,000	99,280
6,000	37,230	18,000	111,690
7,000	43,435	20,000	124,100
8,000	49,640	22,000	136,510
9,000	55,845	24,000	148,920
10,000	62,050	25,000	155,125

※加入者ご自身の収入に見合った日額での加入をご検討ください。

例(日額6,000円にて4月加入の場合): 保険料37,230円+入会金10,000円+会費12,000円=59,230円

一人親方 特別加入 申請の流れ

加入希望者(本人)

加入者は4県内(愛知、三重、静岡、岐阜)において建設の事業を行う自営業者とその家族従事者に限ります

加入依頼

社労士会員

加入手続き

加入申請

取次

承認

社労士会員

加入希望者

入会届

特別加入申請書

- ・入会届・特別加入申請書提出(3枚複写すべて提出)
- ・振込依頼書(一人親方用)に記載の口座に振込
- ・(外国籍の方は在留カード控え提出)

入会届・特別加入申請書控返送
領収書発送・特別加入者証発送
(健診受診者の特別加入者証は承認通知がSRに到達次第発送)

SRが加入申請を行う
(健康診断の該当者は健診の実施依頼書
等をSRが作成し添付)

加入申請から承認通知や控え送付まで、
社労士会員を経由してお手続きをして頂きます

お急ぎで加入手続きを取りたい場合は、
FAX・PDFでの受付も可能です
(原本の提出は必要です)

SRにて入金の確認ができない限り加入申請は行えません

健康診断を受診した方の特別加入の承認は
受診から約2か月後となります

承認通知
(申請後約1か月後)

『承認通知のお知らせ』発送
(健康診断を受けた場合は、
特別加入者証同封)

SRから届いた『承認通知のお知らせ』等
送付

振込依頼書(一人親方用)